平成２３年（フ）第５６４０号
大阪市平野区瓜破１丁目２番15―215号
債務者　横尾　和博
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６５７号
大阪市浪速区日本橋西１丁目７番27―615号
債務者　高岡　和麻
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６８０号
大阪府寝屋川市明徳２－７　寝屋川団地Ｃ６号棟101号室、住民票上の住所大阪府枚方市茄子作１丁目28番35号
債務者　中川　初惠
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６８１号
大阪市西成区萩之茶屋３丁目11番17号　ハイツ萩104号
債務者　**赫**井　博樹
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６８３号
大阪府守口市藤田町３丁目23番３―102号
債務者　中邨　由樹
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６８５号
大阪市住吉区長居西３丁目６番27号　長居ハイツ１－Ａ号、前住所大阪市住吉区長居東４丁目１番23―405号
債務者　河上　　亮
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０３号
兵庫県姫路市網干区和久476－１　セジュール旭201号、住民票上の住所兵庫県姫路市町坪南町10番地　サンエクレールＢ107号室
債務者　村田　直子（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４１５号
兵庫県赤穂市坂越1744番地　高谷団地２―102
債務者　中道　宏子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１５０号
岡山県倉敷市中庄1116番地
債務者　小野　由佳
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
栃木県大田原市浅香１丁目９番18号
債務者　山田　政崇
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月13日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第５６４９号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号　三徳寮
債務者　井手　　健
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５０号
愛知県刈谷市南沖野町１丁目３番地３　シャトレー東刈谷ガーデン701号
債務者　ジョゼ　シルベステレこと　フェレイラ　ジョゼ　シルベステレ　デ　ジェズス
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月３日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２０３９号
神奈川県藤沢市湘南台２丁目18番地の１　サンウェイ湘南ビル302
債務者　小泉由美子（旧姓大林）
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０５９号
横浜市磯子区杉田５丁目１番31号　細野荘206号
債務者　清野　理恵（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１０８号
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目31番８号　エスコートパレス江洋101号室
債務者　山田　　修
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１１３号
横浜市港北区錦が丘15番21号　メゾン錦ヶ丘106
債務者　伊東　典子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部